

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月2日
【届出者の氏名又は名称】	日本パレットレンタル株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番3号大手センタービル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番3号大手センタービル
【電話番号】	03-6895-5200
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 山村 陽一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	日本パレットレンタル株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目1番3号大手センタービル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、日本パレットレンタル株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本パレットプール株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

日本パレットプール株式会社

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2026年1月30日付の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得及び所有し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を20,000株(所有割合(注1): 1.26%)所有しております。

(注1) 「所有割合」とは対象者が2026年1月30日に提出した「2026年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(1,620,000株)から対象者第3四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(37,335株)を控除した数(1,582,665株)(以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年1月30日付で対象者の主要株主であるNIPPON EXPRESSホールディングス株式会社(所有株式数: 180,000株、所有割合11.37%)(以下「NXHD」といいます。)との間で、NXHDが所有する対象者株式の全てである180,000株(所有割合: 11.37%)(以下「本応募合意株式」といいます。)について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。本応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照ください。

本取引は、( )本公開買付け及び( )本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けを通じて対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。詳細は「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)から構成され、最終的に、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を完全子会社化することを企図するものです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて787,200株(所有割合: 49.74%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(787,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(787,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限として対象となる会社の株式の総議決権数の3分の2に相当する議決権数を確保できる株式数を設定することが通常ではあるものの、公開買付者は、対象者の過去の定時株主総会における議決権行使比率に着目した場合、株式併合によるスクイーズアウト手続を実施する上で、本公開買付けを通じて対象者の総議決権数の3分の2に相当する株式数を取得することは必須であるとは言えないため、本取引の成立の蓋然性を高める観点から、本公開買付けの買付予定数の下限(787,200株)は、本基準株式数(1,582,665株)に係る議決権数(15,826個)に51.00%を乗じた数(8,072個)(小数点以下を切り上げております。)より、本書提出日現在公開買付者が所有する対象者株式の議決権数(200個)を控除した議決権数(7,872個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数としております。

対象者の過去5年間の定時株主総会における議決権行使比率に着目した場合、議決権行使比率の平均値は70.95%(小数点以下第三位を四捨五入してあります。以下、議決権行使比率の計算において同じです。)、最大値は75.95%となり(注2)、公開買付者は、保守的に、平均値ではなく、最大値である75.95%を用いて、当該数値に株主総会の特別決議に必要となる3分の2を乗じた50.63%に相当する議決権数に係る対象者株式を、本公開買付けを通じて取得した場合でも、株式併合によるスクイーズアウト手続の実施には十分に実現可能であると考えております。公開買付者は、本公開買付けの成立後の株式併合によるスクイーズアウト手続の実施可能性をより高めるべく、保守的に、対象者の総議決権の51.00%に相当する議決権数(8,072個)(小数点以下を切り上げております。)より、本書提出日現在公開買付者が所有する対象者株式の議決権数(200個)を控除した議決権数(7,872個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数を買付予定数の下限とすることにいたしました。

経済産業省より「企業買収における行動指針 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」(以下「買収行動指針」といいます。)が公表された翌営業日2023年9月1日から2025年12月31日までの間に公表された上場会社の非公開化を目的とし、対象会社より賛同・応募推奨の意見が表明され、成立した公開買付け175件のうち、親子会社間、持分法適用会社間、マネジメント・バイアウト(MBO)(注3)案件の合計94件を除いた資本関係のない第三者間の取引で、株式併合議案(スクイーズアウト議案)に係る株主総会を実施した55件においては、株式併合議案に対する一般株主の議決権行使比率(注4)の平均値は約36.24%、中央値は約42.89%と、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比較して低下する傾向があることを踏まえると、少なくとも平時の定時株主総会の議決権行使比率の平均値の3分の2の議決権を確保できれば、本臨時株主総会(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「株式併合」で定義します。以下同じです。)に付議される会社法第180条に基づく対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)に係る議案を可決することができる蓋然性が認められると考えられます。

(注2) 対象者が2025年6月24日に提出した有価証券報告書に記載された第53回定時株主総会における基準日の議決権総数及び同年6月26日に提出した臨時報告書に記載された第53回定時株主総会で行使された議決権数から、同年6月開催の第53回定時株主総会において行使された議決権は、議決権総数の62.82%に相当します。同様の方法で計算した場合、2024年6月開催の第52回定時株主総会は72.81%、2023年6月開催の第51回定時株主総会は75.11%、2022年6月開催の第50回定時株主総会は68.04%、2021年6月開催の第49回定時株主総会は75.95%となります。

(注3) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(注4) 一般株主の議決権行使比率とは、株式併合議案を含む株主総会において、公開買付者及び特別関係者を除いた株主の議決権行使比率であり、議決権行使比率の計算においては、株式併合議案における議決権行使数から公開買付者及び特別関係者の行使可能な所有議決権数を控除した議決権数を、総議決権数から公開買付者及び特別関係者の行使可能な所有議決権数を控除した議決権数に対する割合で割ることにより計算してあります。

本公開買付けにおいては上記のとおり、買付予定数の下限を総議決権数の3分の2に相当する議決権数を確保できる株式数に設定していないことから、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権数の3分の2を下回る場合、本スクイーズアウト手続として行われる本株式併合の議案が本臨時株主総会において承認されない可能性もあります。

しかし、仮に、当該承認が得られない場合であっても、公開買付者は、最終的に対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的とし、対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況や当該時点における対象者の株主の所有状況及び属性並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準(具体的な水準は本臨時株主総会における議決権行使比率や直近の対象者の株主構成を踏まえて決定いたします。)に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化をめざす予定です。当該追加取得に関しては、公開買付者は市場内取引の場合は市場価格により、市場内取引以外の方法による場合には、対象者株式に係る株式併合又は株式分割といった価格の調整を必要とする事象が生じない限り、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と経済的に同等と評価される価格により、対象者株式を取得する方針です。このような追加取得の具体的な時期及び方法並びにその後の株主総会による本株式併合に係る議案の承認までに要する期間については、市場状況等の諸事情によるため現時点では決定することができませんが、公開買付者としては実務上可能な限り速やかに実施されるように最大限努めるものいたします。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。詳細は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

また、公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日の前々日又は前日現在の預金」及び「届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済開始日の前営業日までに本銀行融資を受けることを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、みずほ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

なお、対象者が2026年1月30日に公表した「日本パレットレンタル株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

### 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、パレットを用いた物流合理化の機運が高まる中、標準パレットによる一貫輸送の普及を目的として1971年に設立された株式会社であり、1990年には、パレットの運用や回収の課題を解決するために加工食品メーカー7社と公開買付者が共同で、レンタルパレットの共同利用・共同回収を促進する任意団体「食品メーカー一貫パレチゼーションシステム研究会」を発足し、パレットの標準化・共同化及び共同回収システムを構築いたしました。また、レンタルパレットの在庫・移動情報をクラウドで管理するWeb物流機器在庫管理システムをリリースし、パレット管理の電子化及び一貫パレチゼーション(注5)のノウハウを活かしてマネジメントサービスの提供へと業務領域の拡大を行ってまいりました。「物流の現場に働く人々を過重な労働から解放したい」という想いを原点に、創業以来、物流の効率化をめざし、パレットの標準化・共同化をコンセプトにお客様やパートナー企業とともに、一貫パレチゼーション普及への挑戦を続けることにより、現在ではレンタル事業を軸にシェアリングや物流DX等幅広い領域で事業を展開し、日本の物流を支える一企業として、国内57カ所のデポ(注6)と約3,200カ所の共同回収拠点を組み合わせた全国ネットワークを構築し、年間約5,300万枚の安心で安全なパレットの供給を行っております。

公開買付者は、「私たちの住む社会を、もっと豊かにする原動力となる」という企業理念のもと、レンタルパレットにおけるパレットの標準化・共同化による一貫パレチゼーションの拡大を進め、サプライチェーンの川上から川下までの物流課題の解決を、共通サービス基盤「X-Rental Open Platform(XROP)」(注7)を用いたパレットや物流容器等のシェアリングと納品伝票電子化ソリューションや個体管理システム(注8)等によるDXで進めながら、循環型社会の構築に貢献し、企業価値と社会価値の向上をめざしております。これまで推進してきたパレットの標準化・共同化を起点に、ハード・ソフトの標準化の確立やユーザーコミュニティの設立・拡大をめざすことで複雑化・高度化する社会の中で、物流の標準化を確立する企業として「全ての人に優しい物流現場」の確立を図っています。

公開買付者は、維持管理コストの削減や、CO2排出量削減等SDGsの観点及び物流業界のドライバー不足解消を目的とした作業効率化の観点からレンタルパレットの需要が再認識される中、食品、飲料及び日雑品業界の他に、レンタルパレットの使用が増加している農産品、菓子、医薬品及び冷凍・チルド品等の新規業界への市場拡大に取り組んでおりますが、人材・資産・資金・情報等の経営リソースを、成長分野に適宜最適に配分し、農産品、菓子、医薬品及び冷凍・チルド品等の成長市場でのさらなる拡大を加速する必要があると認識しております。加えて、海外市場進出による成長機会を求めた海外拠点の開拓等といった企業のグローバル化が加速する中、今後も経済や市場の拡大が期待される海外において、東南アジアや韓国、中国、北米等を中心として、国内企業の輸出入におけるレンタルパレットの拡大を加速させるために、国内外のパートナー企業との連携を図ることが必要と認識しております。一方で、人口減少や物量減少に伴い国内貨物輸送量は減少傾向にあり、国内レンタルパレットの需要は将来的に低迷すると認識しております。そのような将来の事業環境において、公開買付者は競合他社との価格競争の激化や物流効率を高めるパレット標準化・共同化の高まりに対応するために、同じ経営方針や思想を持つ企業との連携をすすめ、一貫パレチゼーションの追求とともに、レンタル事業を支えるITやDX分野における付加価値サービスの高度化やサービスメニューの多様化を実施することにより、持続可能な成長を可能にする必要があると考えております。

(注5) 「一貫パレチゼーション」とは、発地から着地まで一貫して、同一のパレットに貨物を積載したまま輸送を行うことを意味します。

(注6) 「デポ」とは、所有するパレットをはじめとするレンタル物件の保管及びこれに付帯する業務を行う施設を意味します。

(注7) 「X-Rental Open Platform(XROP)」とは、パレット等のリターナブル循環物流容器をレンタルの方法で提供する企業やシェアリングの方法で提供する企業が、それぞれの顧客に提供する機能を共有する基盤サービスを意味します。当該サービスの導入によって、パレットの管理や回収プロセスを簡素化し、新たに発生する負担を最小化することに加え、異なるパレットの運用を一元化し、物流現場での混乱と手間を減らすことが可能です。

(注8) 「個体管理システム」とは、パレットやカゴ車、プラスチックコンテナ等の物流容器等の個体管理を可能にするクラウド型のサービスを意味します。

一方、対象者は、1972年5月に大阪府大阪市北区において、パレットのプール運営(注9)をシステム化した、パレットレンタル事業を目的として設立されたとのことです。1997年11月には、株式を日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録しましたが、2004年12月に株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)が創設されたことに伴い、日本証券業協会への株式店頭登録を取り消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場し、2010年4月に行われたジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場に上場したとのことです。その後、同年10月に、大阪証券取引所の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場し、2013年7月に行われた東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ市場に株式を上場し、2022年4月には東京証券取引所の市場区分の見直しにより東京証券取引所スタンダード市場に移行され、現在に至るとのことです。

対象者は、本書提出日現在、連結子会社及び関連会社は有しておらず、営業の拠点として、北海道、東北(宮城県)、関東(東京都、埼玉県、栃木県、茨城県)、中部(新潟県、愛知県、静岡県、石川県)、近畿(大阪府)、中国・四国(岡山県、広島県、香川県)、九州(福岡県、宮崎県)に15支店と1サテライト(注10)、サービスの拠点であるデポを全国に約200ヵ所構えているとのことです。対象者は、木製パレット、プラスチック製パレット及びサポーター、ネスティングラック、ロールボックス等の荷役・運搬機器のレンタルを主たる事業とし、従たる事業としてパレット及び各種物流機器の販売を行っているとのことです。

対象者は、一貫パレチゼーションによる、物流近代化をめざしたパレットのプール運営会社として設立されて以来、一貫パレチゼーションの推進、普及活動に取り組んできたとのことです。果敢な挑戦により、持続的な成長を果たすことに加え、環境に優しい物流サービス・物流商品の提供を通じ、持続可能な社会の実現に貢献することを企業理念とし日々努力しているとのことです。

対象者は、2022年5月10日の創立50周年という重要な節目に際し、新たなブランドメッセージ「“NEW CHALLENGES WITH CLIENTS” ~新たな挑戦 お客様とともに~」を制定するとともに、長期ビジョン(10年後の対象者のありたい姿)として2031年度に売上高100億円以上、経常利益10億円以上をめざすことを2022年5月9日に公表したとのことです。対象者長期ビジョンにおいては、売上の拡大(支店、デポ、輸送等のネットワークやパレットプールシステムを強化し、お客様の満足と信頼を得ることにより、レンタル・販売事業を拡大)、環境経営の推進(グリーン調達(注11)や環境配慮商品・サービスの提供により、環境経営を推進)、新規事業の開発(対象者の独自性を活かした新商品・サービスの開発に取り組むとともに、新たな事業に挑戦し、レンタル事業に続く第二の柱を育成)、職場環境の充実(従業員のマルチスキル化とIT化の推進により、更なる労働生産性の向上と快適で働きやすい職場環境をめざす)、といった取組みによって、着実に成果を上げることを目標に掲げたとのことです。この目標達成のための第一歩として、2022年4月1日からの3年間に亘って、中期経営計画である「経営3か年計画2024」に基づき、事業の成長と企業価値の向上に取り組んできたとのことです。

(注9) 「パレットのプール運営」とは、互換性のあるパレットをお客様に共同・循環利用していただくことで、物流の効率化を図ることを意味します。

(注10) 「サテライト」とは、支店と比較して規模の小さい営業拠点を意味します。

(注11) 「グリーン調達」とは、環境負荷の少ない製品やサービスを提供しているサプライヤーから、優先的に調達する取り組みのことを意味します。

続いて、2025年4月1日より新たな中期経営計画である「経営3か年計画2027」(以下「本中期経営計画」といいます。)をスタートさせ、輸送、倉庫保管といった物流の効率化のサポートを通じて、成長基盤のさらなる強化・向上に取り組んでいるとのことです。

具体的には、長期ビジョンの達成に向けて、以下の5つの核となる戦略を掲げているとのことです。

項目	内容
( )事業基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ M &amp; A / 資本政策の検討及び実行</li> <li>・ 設備投資の促進</li> <li>・ I R / ガバナンスの強化</li> </ul>
( )売上拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要取引先との連携強化による売上拡大</li> <li>・ 新規取引業界開拓による売上拡大</li> </ul>
( )人的資本経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成 / 組織力強化</li> <li>・ 制度の見直し / 拡充</li> <li>・ ダイバーシティ推進</li> </ul>
( )オペレーション体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワークの再構築(スクラップ&amp;ビルド)</li> <li>・ オペレーションの効率化</li> <li>・ 環境親和性の向上</li> </ul>
( )新規事業等による事業拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規事業の創出</li> <li>・ 高精度位置情報管理システムの展開</li> </ul>

対象者を取り巻く事業環境として、物流効率化やパレタイズ化(注12)への要求の高まり、労働関係法令の改正や働き方の多様化への対応によるレンタル物流機器市場の拡大が見込まれているとのことです。一方、足元では、レンタルパレット業界における競争の激化、原材料費や燃料費の高騰によるコスト増加、物価高に伴う消費低迷による物流量低下、中国経済低迷の影響による対象者主要顧客である石油化学業界の製造量減少、新設倉庫の着工棟数減少トレンド等の課題に直面していることから、今後、成長基盤の強化・向上スピードを加速させていく必要があると認識しているとのことです。

(注12) 「パレタイズ化」とは、耐久性や効率性の観点から、製品を輸送・保管するためにパレットに整理して積み付ける取り組みのことを意味します。

このような状況の中、公開買付者は、持続的な成長を可能にするには、同じ経営方針や信念を持つ企業との安定的な協業により競合他社との価格競争力の強化や付加価値の最大化を図ることが不可欠と考え、2025年5月、パレットレンタル業界の発展及び一貫パレチゼーションの追求をめざしてパレットの合同回収等の協業を行っており、同じ企業理念をもつ対象者へ対象者の完全子会社化を含めた将来的な資本提携に関する協業推進の打診を行いました。その後、公開買付者は、対象者と両者の提携によって生じるシナジーの認識を共有する初期的な対話をし、検討を進める中で、対象者と協同することで、対象者の強みを活かして、石油化学業界を中心に運輸・物流業界と深い関係を構築し、グローバルネットワークを活用して事業の拡大を図れること、及び、公開買付者のシェアリング事業やIT・DXの技術力を活用した対象者のデポ運営での自動化や省力化及びIT・DX分野の強化を図れる等、両者で経営資源の再分配とネットワーク活用による競争力の強化を行うことで、両者の企業価値向上をより一層加速させることができると考えるに至りました。

公開買付者は、本取引の具体的なシナジーとして、以下を想定しております。

( )事業基盤の強化・拡大と持続可能な成長

- ・ 対象者と公開買付者のサービスやネットワークを活用して、対象者の既存顧客に対する公開買付者が展開しているITやDXソリューション等の高付加価値サービスの提供と、公開買付者が拡大を進める医薬品や農産品等の新規業界へのさらなる事業基盤の拡大を共に推進することで持続可能な成長を実現できると考えております。

( )デポ運営の高度化と相互資産の有効活用

- ・ 公開買付者が積極的に導入を進めている搬入・搬送での無人フォークリフト化、洗浄・乾燥・管理における機械化及び良品選別における選別振分システム化等の自動搬送や自動認識の実現・普及を推進させることにより、全国のデポでの省人化及び省力化を促進させ資源の最適化が可能になると考えております。
- ・ 対象者の全国200ヵ所と公開買付者の全国57ヵ所のデポにおいて、重複しているエリアや機能の集約による効率化を進めるとともに、両者の車両の有効活用による納品・回収における輸送力強化及び効率化や、納品・回収業務の受注拡大を行うことができると考えております。

( )サービスの高付加価値化とオペレーションの高度化を実現するIT・DXへ注力

- ・ 事業系IT基盤においては、対象者における公開買付者の共通サービス基盤「X-Rental Open Platform(XROP)」の展開と、公開買付者との各種ITシステムの連携及び統合をめざし、管理系IT基盤においては、公開買付者の基幹システム「CROSS Core」との連携による対象者の脱ホスト化と管理間接業務の効率化及び統一化を図ってまいります。加えて、ITインフラ基盤、ITデータ、情報セキュリティ基盤の統合を進め、対象者のIT競争力を後押しするIT基盤の構築及び強化を実現できると考えております。
- ・ DX分野においては、公開買付者の納品伝票電子化ソリューション、配車マッチングシステム(注13)、個体管理システム等と対象者のパレット位置情報管理システムであるFUKLOW等のクロスセルを進めることにより、DXの相互展開と開発加速を可能にできると考えております。  
(注13) 「配車マッチングシステム」とは、多数の利用企業の中から最適な共同輸送の相手を提案するサービスを意味します。

( )人材の相互有効活用と経営基盤のさらなる強化

- ・ 対象者と公開買付者で重複するバックオフィス機能は、対象者と協議しながら、可能な限り早い段階で同床化と人材の交流を進め、機能や組織の統廃合を進めることで運営コストの軽量化をめざし、創出した利益を次なる成長投資への原資として充当することにより、さらなる強い組織と人材確保を実現できると考えております。

( )上場維持コスト及び管理部門の業務負担軽減

- ・ 対象者において、近年の新市場区分における上場維持基準への適合対応及び改訂されたコーポレートガバナンス・コード等に対応するために、上場を維持するための体制や業務負担は、年々増大しています。本取引により対象者株式を非公開化することによって、これらのコスト及び業務を軽減できると考えております。

公開買付者は、検討を進める中で、上記シナジーを実現するにあたって公開買付者と対象者の機動的な連携を最大限実現するには、機動的な経営体制のもとで柔軟な意思決定を迅速に下していくことが重要と考え、対象者の上場を維持したまま資本業務提携を行うのではなく、完全子会社化が必要であると考えてに至りました。具体的には、対象者の上場を維持したままでは、ガバナンスの観点から独立した経営体制を維持する必要があるため機動的な意思決定を行うことができない点、及び、それぞれの営業情報、ノウハウ、人的資源及び設備リソースの相互活用に制限がある点から、今後、両者のさらなる成長の実現及び企業価値の向上に資するシナジーの創出には対象者の完全子会社化が必要であると考えております。また、対象者の完全子会社化により、公開買付者のグループ経営資源の配分が可能となり、スピード感をもって本取引による成長促進、経営効率の向上、事業規模の拡大及び重複コストの削減等のシナジーの早期実現が可能になると考えております。

なお、対象者が非公開化されることによる一般的なデメリットとして、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達ができなくなることや、上場会社でなくなることで社会的な信用やブランド力の喪失による人材採用や雇用への悪影響が生じる可能性並びにガバナンス規律の低下に繋がる可能性があることを認識しております。しかしながら、対象者は上場以降エクイティ・ファイナンスによる資金調達は実施しておらず、非公開化後も公開買付者を通じた資金調達が可能であることや、これまでの事業運営により積み重ねてきた社会的な信頼や獲得してきた知名度は上場廃止により直ちに失われるものではなく、公開買付者及び対象者は十分な社会的信用力を有していること、公開買付者の社外取締役によるガバナンス規律が本取引後は対象者にも間接的に影響を与えることから、対象者が上場廃止となり、公開買付者の完全子会社となった場合でも、デメリットは基本的にはないものと考えております。

そのような考えの下、公開買付者は、本取引を検討するにあたり、2025年8月4日、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。)を、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任するとともに、対象者に2025年8月19日付で秘密保持誓約書を提出し、同年8月27日に対象者の完全子会社化を含む対象者株式の取得に関する法的拘束力のない意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出いたしました。

本意向表明書の提出後、公開買付者は、2025年9月9日に対象者から、本取引の提案を検討するための特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「対象者における意思決定の過程及び理由」、及び下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。その上で、公開買付者と対象者は2025年9月上旬以降、本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実現可能性の精査のため、2025年10月上旬から同年11月下旬まで対象者に対して財務・税務・法務・ビジネスの観点からデュー・ディリジェンスを実施するとともに、これと並行して、本取引の意義・目的や、本取引によって実現が見込まれるシナジー、本取引のスキーム並びに本公開買付価格に関して本格的な協議・検討を進めてまいりました。具体的には、同年10月7日、公開買付者は本特別委員会より、公開買付者より提出された本意向表明書の内容を踏まえた、本取引の背景・意義・目的、本取引実施後の成長戦略・シナジー効果、本取引のストラクチャー、本取引後の経営方針について書面による質問を受領し、同年10月14日開催の本特別委員会において、公開買付者は当該質問事項について回答及び説明を行いました。さらに、同日、公開買付者は対象者と、本取引の背景・意義・目的、成長戦略・シナジー効果、本取引の検討過程、本取引後の経営方針に関する説明及び意見交換を行いました。

その後、公開買付者は、対象者から開示を受けた2026年3月期から2028年3月期までの事業計画をはじめ、2025年10月上旬から同年11月下旬までに実施したデュー・ディリジェンスの結果及び対象者の市場株価の動向を総合的に勘案し、2025年12月5日に、対象者に対して、本公開買付価格を2,498円(提案実施日の前営業日である2025年12月4日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,654円に対して51.03%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,656円(円未満を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して50.85%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,852円に対して34.88%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,896円に対して31.75%のプレミアムを加えた価格)とすることを含む法的拘束力を有する提案書(以下「本提案書」といい、本提案書に記載された提案を「本提案」といいます。)を提出いたしました。

これに対して公開買付者は、2025年12月18日に対象者より、一般株主の利益を図る観点から、本提案書における提案価格は対象者の一般株主にとって十分な価格とはいえないとして、本公開買付価格の再提案の要請を受けました。これを受けて公開買付者は、本公開買付価格の増額を検討しましたが、2025年12月23日に対象者に対し、本公開買付価格は対象者の市場株価並びに対象者より受領した事業計画及び対象者に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて総合的に検討した上で、対象者株式を最大限評価した価格であるとして、本公開買付価格の引き上げは行わない旨の回答を行いました。これに対して公開買付者は、2025年12月24日に対象者より、一般株主の利益を図る観点から、本提案書における提案価格は、本取引によって実現するシナジーが対象者の一般株主に対して正しく配分されておらず、対象者の一般株主にとって十分な価格とはいえないとして、公開買付価格を対象者株式の上場来最高値である2,800円とすることを提案を受けました。これを受けて公開買付者は、本公開買付価格の増額を検討しましたが、2026年1月13日に対象者に対し、本公開買付価格は本取引によって実現するシナジーを最大限加味した金額であり、対象者の足元の事業環境を踏まえた対象者株式の市場株価の推移を考慮して対象者株式を最大限評価した価格であるとして、本公開買付価格の引き上げは行わない旨の回答を行いました。これに対して公開買付者は、2026年1月16日に対象者より、一般株主の利益を図る観点から、本提案書における提案価格は、やはり対象者の一般株主にとって十分な価格とはいえないとして、近時において対象者株式を取得した一般株主に不利益が生じない価格として、公開買付価格を対象者株式の直近3年間の最高値(終値ベース)である2,640円とすることを提案を受けました。これを受けて公開買付者は、本公開買付価格の増額を検討しましたが、2026年1月23日に対象者に対し、本公開買付価格は類似事例と比較して遜色ない水準のプレミアムが付された金額であり、対象者の足元の事業環境や市場における対象者株式の取引状況、対象者より受領した事業計画及び対象者に実施したデュー・ディリジェンスの結果を総合的に考慮し、対象者の企業価値について最大限の評価をした金額であるとしつつ、本公開買付価格の引き上げを検討するに当たり、本特別委員会と直接的な面談を実施し、両者の考え方や意向について意見交換をしたい旨の打診を行いました。その後公開買付者は、特別委員会から面談を実施する旨の連絡を受け、公開買付者及び対象者(本特別委員会)は、2026年1月27日に対面での面談を実施いたしました。同日に開催された面談において、公開買付者は対象者(本特別委員会)に対し、本公開買付価格に付されたプレミアムの水準は類似案件と比較しても遜色ないものであると考えていることに加え、本公開買付価格は、本入札プロセス(以下で定義します。以下同じです。)を前提に公開買付者として対象者株式を最大限評価して提示したものである以上、本公開買付価格を引き上げることは困難である旨を説明いたしました。これに対して公開買付者は、対象者(本特別委員会)より、対象者の一般株主のより一層の利益を図る観点から、改めて本公開買付価格の引き上げの要請を受けるとともに、本取引によって対象者に生じるシナジー効果の一般株主への配分の観点や、本公開買付価格を超える金額で対象者株式を取得した株主が一定数存在する点に最大限配慮することの要求を受けました。これを受けて公開買付者は、同日の面談中に、本公開買付価格を2,500円(提案実施日の前営業日である2026年1月26日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,722円に対して45.18%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,716円に対して45.69%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,691円に対して47.84%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,839円に対して35.94%のプレミアムを加えた価格)に引き上げる旨の提案を行いました。対象者より、前記同様の理由から、改めて本公開買付価格の引き上げの要請を受け、同日の面談は終了いたしました。その後、公開買付者は、本特別委員会との面談内容を踏まえて、2026年1月28日に対象者に対し、対象者の一般株主がより一層の経済的メリットを享受できるよう、本公開買付価格を2,510円(提案実施日の前営業日である2026年1月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,716円に対して46.27%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,716円に対して46.27%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,686円に対して48.87%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,838円に対して36.56%のプレミアムを加えた価格)とする旨の最終提案を行いました。これに対して公開買付者は、2026年1月28日に対象者より、公開買付者の最終提案に係る価格である2,510円にて、本公開買付に賛同し、対象者の株主に対して本公開買付に応募することを推奨する旨の意見を表明する予定である旨の回答を受

けました。

以上の経緯を経て、公開買付者は、2026年1月30日付の取締役会において、本公開買付価格を2,510円として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

また、公開買付者は、2025年12月18日にN X H Dに対し本応募契約の締結を申し入れ、同日中に前向きに検討する旨の回答を得たため、本応募契約の締結に向けた協議を開始いたしました。その後、公開買付者は、2026年1月16日にN X H Dと応募契約書の内容について対面で協議を実施し、2026年1月29日に、本公開買付価格が2,510円となることをN X H Dに伝達したところ、同日、所有する本応募合意株式を本公開買付価格にて本公開買付けに応募する旨の回答があり、2026年1月30日付で本応募契約を締結いたしました。

対象者における意思決定の過程及び理由

( ) 検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、長期ビジョン(ありたい姿)をめざし、事業基盤の強化を図ってきたとのことです。しかしながら対象者の主要顧客である石油化学メーカーは、近年、中国の供給過剰と国内の需要低迷から生産能力の削減と高付加価値製品へのシフトが進み生産量が低下しているとのことです。また、耐熱性に優れたプラスチックパレットの登場を背景に、対象者が強みとしてきた木製パレットから、プラスチックパレットへのシフトが石油化学メーカーにおいて進んでいることに加え、プラスチックパレットレンタル市場における同業他社の攻勢は激化しているとのことです。さらに、対象者の社員構成において、NXHDの完全子会社である日本通運株式会社(以下「日本通運」といいます。)及び日本貨物鉄道株式会社(以下「JR貨物」といいます。)からの出向社員の比率が高い状況ですが、日本通運及びJR貨物から、今後も同程度の出向者の受け入れを継続できるかが不透明であることや、対象者従業員の平均年齢が54.5歳と上昇傾向にあることから、若年層・専門的人材の確保が経営課題となっていると認識しているとのことです。そのような経営環境において、対象者のさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには、新規事業の拡大やDX投資、人的資本経営等の抜本的な経営・事業変革の施策を検討する必要があると考えていたとのことです。

一方で、これらの取り組みは対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものの、短期的には投資額の増加による利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあると考えているとのことです。対象者が上場を維持したまま上記施策を講じる場合には、対象者の中長期的な成長を達成するための戦略と資本市場からの期待に乖離が生じて、必ずしも十分な評価を得ることができず、対象者の株価に悪影響を及ぼし、既存株主の皆様にも不利益を与える可能性も否定できないと考え、他社とのアライアンス等を含めた、様々な選択肢を模索してきたとのことです。

そのような状況の中、労働力不足に対応するための標準仕様パレットの利用促進支援事業(令和6年度物流標準化促進事業)において面識のあった、公開買付者より、2025年5月に将来的な資本提携を含めた協業について議論したいとの打診を受けたことから、公開買付者との間で協議を開始することや本取引の実施の是非を含めて検討を開始するため、同年5月中旬頃に、対象者は公開買付者と面談を行ったとのことです。その後、対象者は公開買付者から、本取引や業務提携、資本提携を含めた協業について幅広い検討を進めるため、2025年8月19日付で秘密保持誓約書を受領したとのことです。

そして、2025年8月27日、対象者は公開買付者から、本公開買付けに関する概要及び本取引後の経営方針についての初期的な意向を表明する本提案書を受領したとのことです。これを受け、対象者は、公開買付者と本取引に関して進めることは、対象者の中長期的な企業価値向上に資する可能性があるものと考えたことから、公開買付者によるデュー・ディリジェンスを受け入れることにしたとのことです。そして、買収行動指針を踏まえ、対象者における検討プロセスの公正さと透明性を確保しつつ、真摯な検討を行う観点から、対象者、公開買付者、大株主ら(以下で定義します。以下同じです。)並びに本取引の成否から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様への利益確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。

具体的には、対象者は、本取引の検討並びに公開買付者との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、2025年9月8日付の対象者取締役会にて、対象者、公開買付者及び大株主らから独立したリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人北浜法律事務所(以下「北浜法律事務所」といいます。)を、対象者、公開買付者及び大株主らから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、株式会社三菱UFJ銀行コーポレート情報営業部財務開発室(以下「三菱UFJ銀行財務開発室」といいます。)を選任したとのことです。

また、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものではないものの、公開買付者が、対象者の発行済株式(自己株式を除く)の総数のそれぞれ11.37%、12.27%を保有するNXHD及びJR貨物(以下、NXHDと併せて「大株主ら」といいます。)との間において、大株主らの所有する対象者株式について、応募契約又は不応募契約を締結する可能性があり、大株主らと対象者の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があること、及び本取引においては、対象者の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイズアウトされることが想定されるため、取引条件の適正さが対象者の株主の利益にとって特に重要になると考えられたことから、対象者の意思決定の恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するため、2025年8月下旬から対象者の独立社外取締役及び社外監査役から構成される特別委員会の設置に向けた準備を進め、2025年9月8日開催の対象者取締役会の決議により、吉田昌功氏(社外取締役)、末永京子氏(社外取締役、弁護士)、増田義明氏(社外監査役)の3名から構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、(ア)本取引の是非(企業価値向上に資するか否かを含む。)、(イ)本取引に係る取引条件の公正性(買収対価の水準、買収方法及び買収対価の種類等が公正なものとなっているか否かを含む。)、(ウ)本取引に係る手続の公正性(取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられている否かを含む。)、(エ)本取引が対象者の一般株主にとって公正なものであるか(以下、(ア)から(エ)を総称して「本当初諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会を対象者取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重すること、本特別委員会に対して、( )本取引の取引条件等について公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら公開買付者と交渉を行うことを含む。)、( )適切な判断を確保するために、対象者のファイナンシャル・アドバイザー、第三者評価機関、リーガル・アドバイザー等の外部専門家(以下「アドバイザー等」といいます。)を指名・承認(事後承認を含む。)する権限及び必要に応じて独自のアドバイザー等を選任する権限(なお、本特別委員会がアドバイザー等を選任する場合の費用は対象者が負担し、また、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。)、並びに( )対象者の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、本取引の検討及び判断に必要な情報について説明・提供を求める権限を付与する旨を決議しているとのことです(当該取締役会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

その後、対象者は2025年10月上旬から2025年11月下旬まで公開買付者に対して、デュー・ディリジェンスの機会を提供し、本特別委員会の意見も踏まえて、本提案書に係る取引に関する検討を進めてきたとのことです。そのような状況の中、対象者は同年11月5日に、投資ファンド1社(以下「本競合提案者」といいます。)から非公開化を前提としたアライアンスに係る提案書(以下「本競合提案書」といい、本競合提案書に記載された提案を、「本競合提案」といいます。)を具体的な価格提示を含まない形で受領したとのことです。

本競合提案は、対象者と本競合提案者との間で具体的な協議を経た上でなされたものではなかったものの、対象者は、北浜法律事務所及び三菱UFJ銀行財務開発室の助言を踏まえ、本競合提案者が対象者の非公開化に係る具体的な関心を有していることが確認でき、対象者株式の非公開化を前提とした入札プロセス(以下「本入札プロセス」といいます。)を実施することが一般株主の利益に資すると判断したことから、公開買付者及び本競合提案者の2社を対象とする本入札プロセスを実施するために必要な対応を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、2025年11月17日開催の臨時取締役会において、本競合提案が買収行動指針上の「真摯な買収提案」に該当するものとして検討を行うことについて決議した上、同日開催の特別委員会において、本特別委員会の各委員、対象者の検討体制及び北浜法律事務所について、本競合提案者との関係においても、その独立性に問題がないことを確認し、三菱UFJ銀行財務開発室について、同日開催の特別委員会及び同年11月25日に開催された特別委員会において、本競合提案者との関係においても、その独立性に問題がないことを確認したとのことです(法人としての株式会社三菱UFJ銀行が、本競合提案者に出資及び貸付を行っている可能性があることから、三菱UFJ銀行財務開発室が本競合提案者の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有していないことを2回に分けて慎重にその独立性を確認したとのことです。)。また、本当初諮問事項に本競合提案の検討が含まれておらず、また、本提案及び本競合提案が相互に両立し得ない提案であって対象者における両提案に関する検討にあたっては両提案の総合的な判断が必要となるため、同日開催の対象者取締役会において、本提案の検討にあたり設置された本特別委員会に対して、(ア)本提案及び本競合提案の是非(対象者の企業価値向上に資するか否かを含む。)、(イ)本提案及び本競合提案に係る取引条件の公正性(買収対価の水準、買収方法及び買収対価の種類等が公正なものとなっているか否かを含む。)、(ウ)本提案及び本競合提案に係る手続の公正性(取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられている否かを含む。)、(エ)本提案及び本競合提案が対象者の一般株主にとって公正なものであるか(以下(ア)乃至(エ)の事項を「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書(以下「本答申書」といいます。)を対象者に提出することを委嘱したとのことです。また、対象者取締役会は、併せて、本特別委員会に対して、対象者が本取引の取引条件等について本競合提案者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、本競合提案者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら本競合提案者と交渉を行うことを含む。)を付与することを決議したとのことです。当該決議の詳細は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

これを受けて、対象者は、北浜法律事務所及び三菱UFJ銀行財務開発室による助言を受けながら本特別委員会で議論した結果、本入札プロセスの実施により競争環境を醸成し、対象者の交渉力を強化することが望ましいと考え、2025年11月18日、公開買付者に対しては、本競合提案がなされた旨及び本入札プロセスを実施する旨を伝達した上、買収価格やその他の買収条件を記載した意向表明書を2025年12月5日までに提出することを、2025年11月19日、本競合提案者に対しては、本入札プロセスを実施する旨を伝達した上で、対象者から一定の資料提供や質疑応答を実施することを前提に、買収価格やその他の買収条件を記載した意向表明書を、2025年12月12日までに提出することを、それぞれ要請したとのことです。

#### ( ) 検討・交渉の経緯

その後、対象者は、本特別委員会の意見を最大限に尊重しつつ、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者株式の株式価値の試算結果に関する報告、公開買付者及び本競合提案者との交渉方針に関する助言を受けるとともに、北浜法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引に係る取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、公開買付者から、2025年12月5日に、本公開買付価格を2,498円(2,498円は、当該提案がなされた2025年12月5日の前営業日である同月4日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,654円に対して51.03%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,656円に対して50.85%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,852円に対して34.88%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,896円に対して31.75%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする、初回提案を書面で受領したとのことです。一方で、対象者は、本競合提案者から、2025年12月11日、意向表明書の提出を見送る旨の連絡を受けたとのことであり、それ以降、本書提出日に至るまで、本競合提案者との間では何らのコミュニケーションも行っていないとのことです。

対象者は、一般株主の利益を図る観点から、2025年12月18日、公開買付者からの初回提案に対して、対象者の一般株主にとって十分な価格であるとはいえないとして提案内容の再検討を要請したとのことです。これを受けて公開買付者は、本公開買付価格の増額を検討したものの、2025年12月23日に対象者に対し、本公開買付価格は対象者の市場株価並びに対象者より受領した事業計画及び対象者に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて総合的に検討した上で、対象者株式を最大限評価した価格であるとして、本公開買付価格の引き上げは行わない旨の回答を行いました。これに対して対象者は、一般株主の利益を図る観点から、2025年12月24日に、公開買付者に対し、本提案書における価格は、本取引によって実現するシナジーが対象者の一般株主に対して正しく配分されておらず、対象者の一般株主にとって十分な価格とはいえないとして、公開買付価格を対象者株式の上場来最高値である2,800円とすることの提案をしたとのことです。これを受けて公開買付者は、本公開買付価格の増額を検討したものの、2026年1月13日に対象者に対し、本公開買付価格は本取引によって実現するシナジーを最大限加味した金額であり、対象者の足元の事業環境を踏まえた対象者株式の市場株価の推移を考慮して対象者株式を最大限評価した価格であるとして、本公開買付価格の引き上げは行わない旨の回答を行いました。これに対して対象者は、一般株主の利益を図る観点から、2026年1月16日に、公開買付者に対し、本公開買付価格は、やはり対象者の一般株主にとって十分な価格とはいえないため、近時において対象者株式を取得した一般株主に不利益が生じない価格として、公開買付価格を対象者株式の直近3年間の最高値(終値ベース)である2,640円とすることの提案をしたとのことです。これを受けて公開買付者は、2026年1月23日に、対象者に対して、本公開買付価格は本取引を通じて生じるシナジー効果を考慮し、対象者の企業価値について最大限の評価をした金額であるとしつつ、本公開買付価格の引き上げを検討するに当たり、本特別委員会と直接的な面談を実施し、両者の考え方や意向について意見交換をしたい旨の打診を行いました。かかる公開買付者からの打診を受け、対象者(本特別委員会)及び公開買付者は、2026年1月27日に対面での面談を実施したとのことです。同日に開催された面談において、対象者(本特別委員会)は公開買付者から、公開買付者としては、本公開買付価格に付されたプレミアムの水準は類似案件と比較しても遜色ないものであると考えていることに加え、本公開買付価格は、本入札プロセスを前提に公開買付者として対象者株式を最大限評価して提示したものである以上、本公開買付価格を引き上げるとは困難である旨が伝えられたとのことです。これに対して対象者(本特別委員会)は、対象者の一般株主のより一層の利益を図る観点から、改めて本公開買付価格の引き上げを要請した上、本取引によって対象者に生じるシナジー効果の一般株主への配分の観点や、本公開買付価格を超える金額で対象者株式を取得した株主が一定数存在する点に最大限配慮することを求めたとのことです。これを受けて、対象者は公開買付者から、同日の面談中に、本公開買付価格を2,500円(提案実施日の前営業日である2026年1月26日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,722円に対して45.18%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,716円に対して45.69%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,691円に対して47.84%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,839円に対して35.94%のプレミアムを加えた価格)に引き上げる旨の提案を受けましたが、前記同様の理由から、改めて公開買付者に対して、本公開買付価格の引き上げを要請し、同日の面談は終了したとのことです。その後、対象者は、2026年1月28日、公開買付者から、対象者の一般株主がより一層の経済的メリットを享受できるよう、本公開買付価格を2,510円(提案実施日の前営業日である2026年1月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,716円に対して46.27%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,716円に対して46.27%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,686円に対して48.87%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,838円に対して36.56%のプレミアムを加えた価格)とする旨の最終提案を受けたとのことです。これを受けて、対象者は、そもそも、本提案書において提案された2,498円は、公開買付者が競争環境下で提示した価格であることに加え、対象者の第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室から説明を受けていた株式価値算定の状況(試算結果)との関係で、その時点におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)に基づく算定のレンジの範囲内でありその基準値(DCF分析による算定の基礎となる割引率及び成長率について、その感応度分析において用いた数値の中央値を使用して算出された対象者株式の1株当たりの株式価値。)を上回る水準にあったこと、公開買付者の最終提案に記載された2,510円は、これにさらに12円が上乘せられた価格であって、かつ、同種の類似案件(その詳細は後記「( )判断内容」をご参照ください。)と比較しても合理的な水準のプレミアムが付与されていると考えられること等を踏まえ、最終的な意思決定は2026年1月30日に開催予定の対象者取締役会の決議によることを前提として、公開買付者の最終提案に係る価格である2,510円にて、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定である旨を回答したとのことです(なお、対象者は公開買付者に対して、2025年12月11日時点で、本競合提案者から意向表明書の提出を見送る旨の連絡を受けた事実を、かかる回答を行うまでは伝達していないとのことです。)

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、随時、対象者、北浜法律事務所及び三菱UFJ銀行財務開発室から報告を受け、確認及び意見の申述等を行ったとのことです。具体的には、まず、対象者が公開買付者及び本競合提案者に対し提示し、また、三菱UFJ銀行財務開発室が対象者株式の価値算定において基礎とする対象者の2026年3月期から2028年3月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を受けているとのことです。また、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ銀行財務開発室は、公開買付者との交渉にあたっては、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、公開買付者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行っているとのことです。

そして、対象者は、2026年1月29日、本特別委員会から、対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に応募を推奨することは合理的と考えられる旨の本答申書の提出を受けているとのことです(本答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

#### ( )判断内容

以上の経緯のもと、対象者は、三菱UFJ銀行財務開発室から受けた財務的見地からの助言及び三菱UFJ銀行財務開発室から2026年1月29日付で提出を受けた対象者株式の株式価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)並びに北浜法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、以下のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。対象者が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりとのことです。

#### ア レンタル事業基盤の強化

対象者と公開買付者の事業拠点・デポ、貸与資産の配送・回収、ノウハウの共有により、以下の点において事業の強化を図ることができると考えているとのことです。

- (a) 対象者の事業拠点(15カ所の支店、1カ所のサテライト及び全国約200カ所のデポ)と公開買付者の事業拠点(7カ所の営業拠点と全国57カ所のデポ)の相互利用体制を構築することで、貸出及び回収拠点の増加と対象者及びパレットレンタル業界最大手である公開買付者のオペレーションノウハウの共有による顧客の利便性向上及びデポの自動化・省人化・機械化等効率的な運営が可能になること
- (b) 対象者及び公開買付者の拠点と主要顧客の所在を踏まえた、デポの配置や運送ネットワークの適正化・再編が期待できること
- (c) パレット、物流機器、メンテナンス設備、備品の共同購入を行うことにより、原価の低減が可能になること

#### イ 新規取引の拡大

対象者のレンタル事業における強みと、レンタルパレット業界におけるパレット保有枚数1位である公開買付者の営業基盤を活かした営業活動を推進することにより、新規取引の拡大を図ることができると考えているとのことです。

- (a) 対象者の強みである、お客様ニーズに沿ったパレット及び物流機器類の商品ラインナップと、国内最多のレンタルパレットを保有する公開買付者の広範な顧客基盤を活かした営業活動を行うことで、新規取引の拡大が期待できること

- (b) 公開買付者が提供する国際間レンタルサービス(注14)を既存顧客に提供することで、既存顧客からの受注増加が期待できること

(注14) 「国際間レンタルサービス」とは、輸出する国でパレットを借りて、輸入国で空パレットを返却できる国際間輸送で使えるレンタルパレットサービスのことを意味します。

#### ウ DX推進によるサービス品質の向上と効率化

公開買付者が開発・運営する共通サービス基盤「X-Rental Open Platform(XROP)」や各種ITシステム(情報IT基盤「X-Web(注15)」等)を導入することにより、既存顧客に対するサービス品質の向上と事業運営の効率化を図ることができると考えているとのことです。なお、対象者は本取引に係る検討の開始前からXROP等の導入を検討していたとのことです。もっとも、XROPの導入にあたっては多大な導入費用の負担が発生する一方で、対象者の売上に寄与するまでに一定期間を要することが想定され、短期的には対象者の業績は悪化することが想定されること、XROP導入による収益貢献の有無及び程度は市況環境の変化等に大きく左右され、多大な費用に見合う収益を達成できるかは不明確であることから、資本市場からの期待と対象者の成長戦略投資の結果に乖離が生じて、対象者の株価に悪影響を及ぼし、既存株主の皆様にも不利益を与える可能性も否定できないと考えたことから積極的な投資を検討しづらい状況にあったとのことです。もっとも、本取引後は、中長期的な企業価値向上を目的とした投資を積極的に行うことができると考えているとのことです。

- (a) 既存顧客にとって、パレット管理コストの削減や、パレットの誤返却や遅延等による不要なコスト支出の防止等、利便性の向上につながること
- (b) 公開買付者と業務プロセス・管理業務を共通化することで、管理間接業務の効率化を図ることが可能になること
- (c) 中長期的には、対象者独自のシステム開発に投じる時間やリソース・費用を削減できること
- (注15) 「X-Web」とは、企業間における物流容器の共同利用・運用をサポートするWebアプリケーションサービスのことを意味します。共通の拠点マスタとユーザーIDを使用し、DXを実現する多様なソリューションと連携します。入出荷や在庫管理はもちろん、貸出や返却のオーダーや利用者管理等企業を超えた物流容器の共同利用・運用に必要な機能が一式揃っております。当該サービスの導入によって、管理コストの削減や誤返却・遅延等の不要なコスト支出の抑制が可能です。

#### エ 公開買付者との交流を通じた人材面での強化

対象者を取り巻く事業環境、今後の事業拡大においては、人材面での強化は喫緊の課題であるとのことです。一方、対象者の社員構成において、日本通運及びJR貨物からの出向社員の比率が高く、対象者従業員の平均年齢は54.5歳と高齢化が進んでいることから、今後も現経営体制の維持をめざす上で、キャリア採用や新卒社員採用の継続実施に注力しておりますが、対象者単独で実施できる施策及びその効果には限界もあるとのことです。対象者は、本取引により公開買付者の完全子会社となることによって、一般株主との間の利益相反や独立性確保のための制約がなくなることから、公開買付者からの人材派遣や増強事業への受け入れを行うことが可能になると考えているとのことです。そして、対象者は、人材交流の促進により、公開買付者の人材リソースを活用することができるものと考えているとのことです。また、対象者は、公開買付者の人材リソースの活用を通じて、対象者の従業員の育成にも繋がるものと考えているとのことです。

#### オ 上場維持コスト及び管理部門における業務負担軽減

近年、上場維持基準への対応やコーポレートガバナンス・コードの改訂等、対象者株式の上場を維持するための体制を強化することが求められているとのことです。これらに対応するための上場維持コストは年々増大しており、対象者においても現在年間約25百万円の上場維持コストを計上しているとのことです。本取引により対象者株式を非公開化することによって、上場維持コスト及び上場維持のための業務負担を軽減でき、自己資本の積み上げ、中長期的な成長のためのDX投資・設備投資、人的資本への投資(待遇改善を含みます。)の実施が可能になるものと考えているとのことです。

なお、対象者株式の非公開化を行った場合には、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先との関係の構築等に影響を及ぼす可能性が考えられるとのことです。しかしながら、上記「ア レンタル事業基盤の強化」及び「ウ DX推進によるサービス品質の向上と効率化」に記載のとおり、既存事業の高度化及び新規事業の拡大・推進をより積極的に行うことが可能になることから、かかる影響は小さいと考えているとのことです。また、非公開化を通じて付加価値・競争力を高め、持続的に成長することは、従業員の士気の維持・向上に繋がるものと考えているとのことです。加えて、対象者株式の非公開化により、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなるものの、対象者はこれまで資本市場からの調達を実施したことはなく、直近においてもその必要性はない状況であるとのことです。また、代替手段としての銀行調達という観点では、取引各行と良好な関係を築いており、資金調達の面でも特段の問題は無いと考えているとのことです。従って、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することによるデメリットは限定的であると判断したとのことです。

また、対象者は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり2,510円は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

ア 当該価格が、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で交渉を重ねた結果合意された価格であること。

イ 当該価格が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書における三菱UFJ銀行財務開発室による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価分析による算定結果を上回っており、また、DCF分析による算定結果の範囲内であり、その基準値(DCF分析による算定の基礎となる割引率及び成長率について、その感応度分析において用いた数値の中央値を使用して算出された対象者株式の1株当たりの株式価値。)を上回る水準にあること。

ウ 当該価格は、本入札プロセスを実施した上、上記のとおり、公開買付者に対して、本競合提案者が意向表明書の提出を見送った旨の事実を、本公開買付価格の合意が形成されるまでの間伝達しないことにより、競争原理に晒された中で公開買付者が提案した初回の価格(2,498円)から、上記「ア」のとおり、本特別委員会が公開買付者と交渉を重ねた結果、さらに12円の上乗せがなされた価格であること。

エ 本取引が上場会社の非公開化を目的とした取引であるところ、経済産業省による「公正なM&Aの在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて - 」の公表日である2019年6月28日以降、2025年12月31日までの期間に公表され、2026年1月28日までに成立した事例のうち、国内上場企業(TOKYO PRO Market上場は除く)を対象とし完全子会社化を企図した上限が付されていない他社株公開買付けの事例のうち、公開買付者(その特別関係者を含む。)による買収対象者の議決権所有割合が5%未満の事例(マネジメント・バイアウト(MBO)、親会社による子会社に対する公開買付け、公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値に対してマイナスとなる公開買付け(いわゆるディスカウントTOB)、対抗提案、同意なき買収、投資法人の事例を除きます。)65件における、公表日の前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対する各種プレミアムの中央値により算出したプレミアム水準(公表日の前営業日の終値に対して45.34%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して47.21%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して49.00%及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して54.55%)との比較において、本公開買付価格は、公表日の前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム(それぞれ45.09%、46.10%、48.96%、37.01%)であることから、本公開買付価格は対象者株式の市場株価に対して合理的な水準のプレミアムが付されたものと評価できると考えられること。

オ 本答申書において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであると判断されていること。

なお、本公開買付価格は、対象者の2025年12月31日現在の簿価純資産額である6,641百万円を自己株式控除後の発行済株式数(1,582,665株)で割ることにより算出した1株当たり簿価純資産額(4,196円(円未満を四捨五入))を下回っているとのことです(40.18%のディスカウント)が、純資産額は将来の収益性を反映するものではないことを考慮すると、継続企業である対象者の企業価値算定において1株当たり簿価純資産額を重視することは合理的ではないと考えているとのことです。

これに加えて、清算に伴い、従業員の割増退職金、弁護士費用、清算完了までのランニングコスト及び賃借物件の原状回復費用等の追加コストや損失の発生が相当程度見込まれること等にも鑑みると、対象者の清算価値は、現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定され、1株当たりの簿価純資産額が対象者株式の株式価値の最低価格になるという考え方は採用し難いと考えているとのことです(なお、対象者は、清算を予定していないことから、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コストを勘案して算出される想定清算価値を上回っていることの確認までは行っていないとのことです。)

なお、対象者は公開買付者から本提案を受けた後、2025年10月27日付で公表した「業績予想及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年3月期の業績予想の下方修正(以下「本下方修正」といいます。)を行っているとのことです。本下方修正は、物価高による個人消費の低迷等の影響により、一般ユーザー向けのレンタル売上が伸び悩んだことや、夏季商品(スポットクーラーや大型ファン等)の販売が当初の計画を下回る結果となったことを要因として、2026年3月期第2四半期の実績が当初計画を下回ったこと、及び下半期の受注予想を基に修正を行ったものであり、対象者が意図的に対象者の株価を下げる目的で本下方修正を公表したのではないとのことです。

以上より、対象者は、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る条件は妥当なものであると判断し、2026年1月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

2026年1月30日開催の上記対象者取締役会における意思決定過程の詳細については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

#### 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本取引の完了後、対象者の「持続的な成長」と「持続可能な社会の実現に貢献します」という企業理念を尊重しつつ、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジーを着実に実現させるべく、両者の連携を加速させて取り組んでいく予定です。本取引後の対象者の経営体制については、具体的に決定している事実及び両者で合意している事実はなく、本公開買付けの成立後、公開買付者及び対象者の企業価値をさらに向上させる観点から、公開買付者及び対象者との間で協議を行い決定していくことを想定しております。また、公開買付者は、本取引後は、対象者の従業員について、原則として本取引前の雇用条件以上での継続雇用を想定しており、公開買付者の企業価値向上に関する施策、シナジー効果の発揮及び事業成長の加速に最適な経営体制を構築することを検討しております。

#### (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)取引にも該当いたしません。もっとも、公開買付者が、対象者の主要株主であるNXHDとの間で、本応募合意株式を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結していること及び、本公開買付けは公開買付者が対象者を完全子会社化することを前提として行われることから、公開買付者及び対象者は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、以下の措置を講じております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)(以下「MoM」といいます。))に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けによる対象者株式の売却を希望する対象者の一般株主の皆様利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、MoMに相当する買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者としては、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するため並びに利益相反を回避するための措置として、以下の措置をそれぞれ講じていることから、対象者の一般株主の皆様利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

#### 入札手続の実施

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2025年11月中旬より、対象者の非公開化を目的とする取引に係る提案を受領した公開買付者及び本競合提案者の2社に対して本入札プロセスを開始し、その後、対象者は、2025年12月5日に、公開買付者から意向表明書を受領し、他方で、2025年12月11日に、本競合提案者から、意向表明書の提出を見送る旨の連絡を受けたものの、公開買付者との間では競争環境を維持したまま交渉を継続したとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

( )算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、対象者及び公開買付者並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、対象者、公開買付者、本競合提案者及び大株主らの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に対して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、法人としての三菱UFJ銀行は、銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条の3の2第1項及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第14条の11の3の3等の適用法令に従った法的義務として、行内における情報隔壁措置等、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施しており、ファイナンシャル・アドバイザーとしての三菱UFJ銀行財務開発室は、出資及び貸付を行う同行の別部署とは独立した立場から、対象者株式の株式価値の分析を行うことができる体制を構築しているものと考えられるので、対象者は、対象者株式の株式価値の分析にあたっては、三菱UFJ銀行財務開発室において適切な弊害防止措置が講じられているものと判断し、三菱UFJ銀行財務開発室による過去の同種事案の第三者算定機関としての実績等を踏まえ、三菱UFJ銀行財務開発室を対象者、公開買付者、本競合提案者及び大株主ら並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関に選定したとのことです。

また、本特別委員会は、三菱UFJ銀行財務開発室の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しているとのことです。なお、対象者は、対象者及び公開買付者において、一般株主の利益に配慮して、本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施していることから、三菱UFJ銀行財務開発室からフェアネス・オピニオンを取得していないとのことです。

また、本取引に係る三菱UFJ銀行財務開発室に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系により三菱UFJ銀行財務開発室を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

(注) 三菱UFJ銀行財務開発室は、本株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき対象者において一切認識されていないことを前提としているとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、本株式価値算定書の作成にあたり使用する情報の中に含まれる財務予測等の予測値は対象者による最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであるとの前提に立ち、使用情報をそのまま採用しているとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、かかる財務予測等の正確性・妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではなく、当該財務予測等及びその前提について意見を述べるものでもないとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、対象者及びその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです(これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。)。本株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、対象者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。本株式価値算定書において、三菱UFJ銀行財務開発室が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定において分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。本株式価値算定書の作成にあたり使用する情報の真实性・正確性等、あるいは今後入手し得る追加情報の内容次第では評価の前提条件が異なり、従って、本株式価値算定書の内容も大きく変わる可能性がありますとのことです。本株式価値算定書は、対象者に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに本株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としているとのことです。本株式価値算定書は、本取引が適法かつ有効に実施されること、及び本取引の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意又は許認可が、本取引によってもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、三菱UFJ銀行財務開発室はこれらについて独自の検証を行う義務を負うものではないとのことです。

#### ( )算定の概要

三菱UFJ銀行財務開発室は、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価分析を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF分析を算定手法として用いて、対象者の株式価値の算定を行い、対象者は三菱UFJ銀行財務開発室から2026年1月29日付で本株式価値算定書を取得しているとのことです。

本株式価値算定書において、上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価分析	: 1,685円から1,832円
DCF分析	: 1,860円から3,358円

市場株価分析においては、2026年1月29日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の直近取引成立日である2026年1月29日の終値1,730円、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,718円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,685円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,832円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,685円から1,832円までと算定しているとのことです。

DCF分析では、対象者が作成した本事業計画を基に、2026年3月期から2028年3月期までの3期分の事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年3月期第3四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて、対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,860円から3,358円までと算定しているとのことです。

また、三菱UFJ銀行財務開発室がDCF分析に用いた本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年3月期(3ヶ月)のフリー・キャッシュ・フローは、2025年12月までの9ヶ月間で年間設備投資予定額の大部分を実施済であることから272百万円となっておりますが、2027年3月期のフリー・キャッシュ・フローは154百万円(3ヶ月換算で39百万円となり、233百万円の減少)と見込んでいるとのことです。加えて2028年3月期において、新規取引開始に伴う大口受注による商品(パレット・ネスティングラック)販売量の増加ならびにレンタル受注量の増加に伴い、2028年3月期のフリー・キャッシュ・フローは前事業年度から58.4%の大幅な増加を見込んでいるとのことです。

なお、割引率(加重平均資本コスト)は4.00%から5.00%を採用しているとのことです。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案した上で成長率を-0.25%~0.25%として、継続価値を5,490百万円から7,854百万円と算定しているとのことです。また、株式価値算定において余剰現預金(対象者の現預金から、過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し、推計した必要運転資金を控除して算出しているとのことです。)及び投資有価証券を非事業用資産として加算しているとのことです。

また、三菱UFJ銀行財務開発室がDCF分析において前提とした対象者作成の本事業計画は、本中期経営計画とは異なりますが、本中期経営計画は、2031年までの長期ビジョン(ありたい姿)の達成に向けたさらなる飛躍をめざす意欲的な目標として策定されたものとのことです。本中期経営計画の策定時から現在までの市場環境の変化、具体的には、対象者の主要顧客である石油化学メーカーにおいて、対象者が得意とする木製パレットから、競合他社との競争が激化しているプラスチックパレットへのシフトが想定を超えて進んでいることや、足元の収益環境及び対象者の業績等を踏まえ、対象者がより現状に即した客観的かつ合理的と考える当該財務予測に基づいて企業価値を算定し、本公開買付価格の妥当性を検討することが適切であると判断したとのことです。

三菱UFJ銀行財務開発室がDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、本事業計画には加味されていないとのことです。

(百万円)

	2026年3月期 (3ヶ月)	2027年3月期	2028年3月期
売上高	1,765	7,687	8,285
営業利益	143	498	529
E B I T D A	695	2,624	2,720
フリー・キャッシュ・フロー	272	154	244

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者、公開買付者、本競合提案者及び大株主らから独立したリーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、北浜法律事務所は、公開買付者、本競合提案者及び大株主らの関連当事者には該当せず、また北浜法律事務所の報酬体系は、本公開買付けの成立如何によって成功報酬が発生する体系とはなっており、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。さらに、本特別委員会において、北浜法律事務所の独立性に問題がないことが確認されているとのことです。

#### 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

##### ( )本取引における設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、対象者の意思決定の恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するため、2025年9月8日開催の対象者取締役会において、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、公開買付者、本競合提案者及び大株主らから独立した委員(対象者の独立社外取締役であり、他社における経営者としての豊富な経験・見識及び事業経営に関する豊富な知見を有する吉田昌功氏、対象者の独立社外取締役であり、弁護士としての法律に関する専門的な知見を有する末永京子氏(弁護士)及び対象者の社外監査役であり、金融機関出身者であり財務・会計に関する専門的な知見及び豊富な経験を有する増田義明氏の3名)によって構成される本特別委員会を設置することを決議するとともに、本当初諮問事項について諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。なお、社外取締役である小暮一寿氏については、後記「 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者との間で応募契約又は不応募契約が締結される可能性があったJR貨物の取締役を兼任していることから、特別委員として選任しなかったとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会を対象者取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重すること、本特別委員会に対して、( )本取引の取引条件等について公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら公開買付者と交渉を行うことを含む。)、( )適切な判断を確保するために、対象者のアドバイザー等を指名・承認(事後承認を含む。)する権限及び必要に応じて独自のアドバイザー等を選任する権限(なお、本特別委員会がアドバイザー等を選任する場合の費用は対象者が負担し、また、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。)、並びに( )対象者の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、本取引の検討及び判断に必要な情報について説明・提供を求める権限を付与する旨を決議したとのことです。

その後、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2025年11月17日開催の対象者取締役会において、本特別委員会に対して、本諮問事項について諮問し、本答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。また、対象者取締役会は、併せて、本特別委員会に対して、対象者が本取引の取引条件等について本競合提案者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、本競合提案者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら本競合提案者と交渉を行うことを含む。)を付与することを決議したとのことです。なお、本特別委員会の各委員に対する職務の対価は、いずれも本取引の成否にかかわらず固定報酬とされているとのことであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

#### ( )本取引における検討の経緯

本特別委員会は、2025年9月8日から2026年1月29日までの間に合計18回、合計約38時間35分にわたって開催され、また、必要に応じて都度電子メール又は電話連絡を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に協議及び検討を行っているとのことです。

具体的には、本特別委員会は、対象者がファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任した三菱UFJ銀行財務開発室、並びにリーガル・アドバイザーとして選任した北浜法律事務所について、それぞれ十分な専門性を有し、また、対象者、公開買付者、本競合提案者及び大株主らに対して独立性を有しており、かつ、これらとの間で重要な利害関係を有していないこと等を踏まえ、三菱UFJ銀行財務開発室及び北浜法律事務所の選任を承認するとともに、本特別委員会として、必要に応じて三菱UFJ銀行財務開発室及び北浜法律事務所から専門的助言を受けることを確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、北浜法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。

本特別委員会及び対象者は、公開買付者に対して、本取引実施の経緯・背景及び目的、本取引実施後の対象者の成長戦略及び方針、本取引実施後の処遇、本件のストラクチャー・手続及び条件等について書面による質問を送付し、これらの事項について、本特別委員会において公開買付者から直接に説明を受け、質疑応答を行っているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者が作成した本事業計画について、対象者からその内容及び作成経緯等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で本事業計画の合理性を確認したとのことです。そして、三菱UFJ銀行財務開発室は、対象者が作成した本事業計画を基礎として、対象者株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、三菱UFJ銀行財務開発室から、それぞれ実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法等について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、その合理性を確認しているとのことです。

また、本特別委員会は、候補者の選定に係る本入札プロセスの内容を含む本取引に係る公開買付者との交渉の経緯及び内容等について、随時、対象者及び三菱UFJ銀行財務開発室から報告を受けて審議・検討を行い、対象者の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べたとのことです。

#### ( )本取引における判断内容

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議・検討した結果、2026年1月29日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、対象者プレスリリースに添付された本答申書を提出したとのことです。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、対象者プレスリリースに添付された本答申書をご参照ください。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けにおいて、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は北浜法律事務所から受けた法的助言、三菱UFJ銀行財務開発室から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年1月30日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役の全員一致(中山津久弘氏、小暮一寿氏、柏井省吾氏を除く対象者の取締役3名の全員一致)で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、大株主らの所有する対象者株式について、公開買付者とN X H Dとの間で本応募契約が締結されたことに加え、下記「対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者はJ R 貨物との間でも応募契約又は不応募契約を締結する可能性があったことも踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、現在、N X H Dの100%子会社である日本通運の従業員を兼任している中山津久弘氏、現在、J R 貨物の取締役を兼任している小暮一寿氏、並びに J R 貨物及びその完全子会社である日本運輸倉庫株式会社出身者であり、かつ、その関係上、J R 貨物から指示等を受ける立場及び関係性にあることを必ずしも否定できない柏井省吾氏については、上記決議に参加しておらず、また上記決議にあたって行われた審議にも参加していないとのことです。もっとも、上記決議に参加していない、中山津久弘氏、小暮一寿氏及び柏井省吾氏が会社法上の特別利害関係人ではなかったと解釈された場合に、上記取締役会の定足数を確保する観点から、大株主らの役職員を現在兼任しておらず、3名の中で相対的に最も利害関係が小さいと考えられる柏井省吾氏を加えた4名の取締役に於いて、改めて上記決議をしているとのことです。

#### 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、公開買付者及び本競合提案者から独立した立場で、本取引に係る検討及び交渉を行う体制を社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2025年8月27日付で、公開買付者から本提案を受領して以降、大株主らの所有する対象者株式について、公開買付者と大株主らとの間で応募契約又は不応募契約が締結される可能性があったため、公開買付者及び本競合提案者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び対象者株式の価値の算定の基礎となる本事業計画の作成過程において、現在、N X H Dの100%子会社である日本通運の従業員を兼任している中山津久弘氏、現在、J R 貨物の取締役を兼任している小暮一寿氏、並びにJ R 貨物及びその完全子会社である日本運輸倉庫株式会社出身者であり、かつ、その関係上、J R 貨物から指示等を受ける立場及び関係性にあることを必ずしも否定できない柏井省吾氏については、関与させていないとのことです(なお、取締役会の定足数の観点から、柏井省吾氏が対象者の取締役会決議に部分的に関与している点については、上記「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおりです。 )。

また、かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制は北浜法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

#### 他の買付者から買付機会を確保するための措置

公開買付者は、法令で定められた最短の買付け等の期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間が30営業日に設定され、法定の最短期間より比較して長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することが企図されております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしております。このように上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### その他の公正性担保措置の実施

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、( )本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。 )の株式売渡請求(「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「株式売渡請求」で定義します。以下同じです。 )をすること又は本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定の申立てが確保されない手法は採用しないこと、( )株式売渡請求又は本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(公開買付者及び対象者を除きます。 )の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。 )を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとするための本スクイーズアウト手続を行うことを企図しております。

##### 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。 )の全員(以下「売渡株主」といいます。 )に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。 )する予定です。

株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定められた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。そして、公開買付者は、当該売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対して本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会においてかかる株式売渡請求を承認する予定であるとのこととです。

株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

## 株式併合

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者に対し、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを要請する予定です。

なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者の要請に応じて、本臨時株主総会を開催する予定であり、本書提出日現在において、本臨時株主総会の開催日は、2026年5月中旬頃を予定しているとのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、対象者の株主の皆様は、本株式併合がその効力を生ずる日において、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者の株主が公開買付者のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう対象者に要請する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対して、自己の所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と対象者が協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

## (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイズアウト手続を実施することを予定しておりますので、当該手続が実施された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式の上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することができなくなります。

## (6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

## 本応募契約

公開買付者は、2026年1月30日付で、N X H D(所有株式数：180,000株、所有割合11.37%)との間で、本応募契約を締結し、N X H Dが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。ただし、本応募契約締結後、N X H Dが本応募契約に違反することなく、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日までに、公開買付者以外の者により、本公開買付価格を上回る金額に相当する取得対価(金銭に限りません。)によりN X H Dが保有する対象者株式を取得することを目的とする具体的かつ実現の蓋然性が高い取引に係る法的拘束力のある提案(以下「適格対抗公開買付け等」といいます。)がなされた場合で、かつ、本公開買付けに応募することが、N X H D並びにその子会社及び関係会社の公開買付者及び対象者との事業上の関係を考慮してもN X H Dの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断される場合には、公開買付期間の末日までの間に公開買付者に書面により通知することにより、本公開買付けへの応募義務を負わず、N X H Dが既に本公開買付けに応募をしていたときは、応募の結果成立した対象者株式の買付けに係る契約を解除することができる(公開買付者が本公開買付価格を変更したことにより、当該公開買付者以外の者による公開買付けが適格対抗公開買付け等に該当しなくなった場合にはこの限りではありません。)旨を合意しています。その他、本応募契約において、公開買付者及びN X H Dは、一般条項(解除条項(注16)、契約終了条項(注17)、公租公課及び費用、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止、通知、完全合意、準拠法、管轄、誠実協議)について合意されています。

なお、公開買付者は、本取引に関して、N X H Dに対して、本公開買付けの応募の対価の他に、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしておりません。

(注16) 本応募契約において、公開買付者及びN X H Dは、公開買付期間の末日までに限り、本応募契約に基づき相手方当事者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において履行又は遵守されていない場合、又は相手方当事者について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的又は私的倒産手続(外国法に基づく手続を含む。)が開始された場合には、相手方当事者に事前に書面で通知することにより本応募契約を解除することができること、並びに書面で合意した場合に本応募契約を解除できることが定められております。

(注17) 本応募契約において、本公開買付けが撤回された場合、又は本公開買付けが不成立となった場合には、何らの手続を要することなく自動的に終了することが定められております。

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (1) 【買付け等の期間】

## 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2026年2月2日(月曜日)から2026年3月17日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	2026年2月2日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

## 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

## 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金2,510円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券	
株券等預託証券	
算定の基礎	<p>公開買付者は、デュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、取締役会の決議によって、本公開買付価格を2,510円とすることを決定いたしました。そのため、公開買付者は、山田コンサルから本公開買付価格に関する株式価値算定書を取得していません。</p> <p>なお、本公開買付価格である2,510円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年1月29日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,730円に対して45.09%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,718円に対して46.10%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,685円に対して48.96%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,832円に対して37.01%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である2026年1月30日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,000円に対して25.50%プレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p>

## (3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,562,665(株)	787,200(株)	(株)
合計	1,562,665(株)	787,200(株)	(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(787,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(787,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数(1,582,665株)から、本書提出日現在において公開買付者が所有する対象者株式数(20,000株)を控除した株式数(1,562,665株)です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	15,626
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月2日現在)(個)(d)	200
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月2日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	15,788
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	98.74
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$ )(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,562,665株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年2月2日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年11月10日に提出した第54期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数に係る議決権の数(15,826個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

### (1) 【株券等の種類】

普通株式

### (2) 【根拠法令】

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。 )に関する計画を予め届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。 )、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。 )を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。 )。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。 )。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。 )、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。 )内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。 )をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年12月19日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理され、公開買付者は、2026年1月14日付で措置期間命令を行わない旨の通知を公正取引委員会より受領したため、措置期間は同日をもって終了しております。また、本株式取得に関して、公開買付者は、公正取引委員会から2026年1月14日付で、取得禁止期間を30日間から26日間に短縮する旨の通知を受領したため、2026年1月14日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

### (3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 2026年1月14日(排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第41号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

許可等の番号 公経企第42号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

本公開買付けに応募する対象者の株主(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の16時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください(ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。

本公開買付けに係る株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等が当該証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人(三井住友信託銀行株式会社)の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了している必要があります。(注1)

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される際には、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類の提出をお願いします。(注2)

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規口座開設には、一定の日数を要しますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(注2) マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の個人番号又は法人番号確認書類が必要となります。また、応募株主等が外国要人等(外国PEPs)に該当する場合は、その旨を申告していただく必要がございます。なお、個人番号又は法人番号確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお問い合わせください。

## &lt; 個人の場合 &gt;

次の表の から のいずれかの組合せによるマイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類等の提出をお願いします。なお、マイナンバー(個人番号)のご提供をいただけない方は、公開買付代理人である東海東京証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー(個人番号)等を変更する場合にはマイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類等の提出が必要になります。詳細については公開買付代理人へお問い合わせください。

個人番号確認書類	マイナンバー(個人番号)受入れのための本人確認書類
個人番号カード (裏面コピー)	個人番号カード(表面コピー)
通知カード(コピー)  通知カードに記載されているお客様の氏名、住所及び個人番号に変更がない場合のみ、ご利用いただけます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の書類のいずれか1つ(コピー) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート(住所、氏名、生年月日が確認できるものに限ります。))、在留カード</li> <li>又は</li> <li>・以下の書類のいずれか2つ 住民票の写し(原本)、住民票記載事項証明書(原本)、各種資格確認書、印鑑登録証明書、国民年金手帳、身体障害者手帳のコピー(住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から6ヶ月以内の原本が有効)(以下「確認書類」といいます。)</li> </ul>
マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し(原本) 又は 住民票記載事項証明書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認書類のいずれか1つ (ただし、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。)</li> </ul>

なお、顔写真のない本人確認書類をご提出くださった場合には、他の本人確認書類の提出をお願いするか、又は書留等の転送不要郵便物等を郵送し取引時確認をさせていただきます。

## &lt; 法人の場合 &gt;

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの))が必要になります。

なお、法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の確認書類のいずれかの1つのコピーのご提出が必要となります。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

## &lt; 外国人株主の場合 &gt;

常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるものが必要になります。

## (注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号  
(その他東海東京証券株式会社全国各支店)

## (3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

## (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

## (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,922,289,150
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	28,000,000
その他(c)	8,000,000
合計(a) + (b) + (c)	3,958,289,150

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,562,665株)に対象者株式1株当たりの本公開買付価格(2,510円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

## 【届出日前の借入金】

## イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

## ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

## 【届出日以後に借入を予定している資金】

## イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手 町一丁目5番5号)	買付け等に要する資金 に充当するための借入 れ(注) 弁済期：2027年1月29 日 (期限一括返済) 金利：全銀協日本円T I B O Rに基づく変動 金利 担保：対象者株式等	4,500,000
計(b)				4,500,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、みずほ銀行から、4,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年1月30日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。

## ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)				

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

## 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,500,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

## (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

## (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

## (2) 【決済の開始日】

2026年3月25日(水曜日)

## (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

## (4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日)以後速やかに応募が行われた直前の記録に戻す(公開買付代理人の証券取引口座に記録する。)ことにより返還します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

## (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(787,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(787,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

**(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】**

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

**(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】**

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

**(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】**

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

**(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】**

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

**(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】**

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

**(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】**

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

## (8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年	沿革
1971年	日本パレットレンタル株式会社設立
2002年	ASIA PALLET POOL PTE. LTD. (以下「APP社」といいます。)をシンガポールに設立
2004年	日本パレットマネジメント株式会社(後のRTIマネジメント株式会社)を設立
2005年	中国にAPPアライアンス企業の全亜衆力物流コンサルティング(北京)有限公司を設立
2007年	APP社がタイ現地法人RETURNABLE PACKAGING MATERIAL MANAGEMENT CO., LTD. (現 JPR(Asia)Co., Ltd.)を設立
2010年	RTIマネジメント株式会社の株式を100%取得し完全子会社化 全亜衆力物流コンサルティング(北京)有限公司を解散
2011年	APPアライアンス企業としてSUCCESSFUL SAILING FREIGHT AGENCY CO., LTD. (SSFA)(現 深セン市順航通サプライチェーン物流有限公司・CPR)と合併契約を締結
2018年	株式会社TSUNAGUTE(ツナグテ)設立 「RETURNABLE PACKAGING MATERIAL MANAGEMENT CO., LTD.」を「JPR(Asia)Co., Ltd.」へ社名変更し、APP社からAPPサービス事業を譲渡

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (事業の内容)

- (1) パレットの貸出しに関する事業
- (2) パレットシステムの推進に関連する荷役・運搬機器およびその他の物流機器の貸出し、斡旋に関する事業
- (3) 機械・器具等の物品売買事業
- (4) 一貫パレチゼーション推進のための調査・研究・開発に関する事業
- (5) 貨物運送取扱事業
- (6) 古物商
- (7) 物流容器の運用に関連するシステム開発・情報管理・業務支援・コンサルティング等に関する事業
- (8) 物流容器に積載された商品の管理に関連するシステム開発・情報管理等に関する事業
- (9) 電気通信事業法にもとづく通信事業
- (10) 前各号に関連する一切の事業

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年2月2日現在

資本金の額	発行済株式の総数
499,625,000円	611,300株

## 【大株主】

2026年2月2日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町5丁目1 1	122,650	20.42
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1丁目9 6	59,400	9.89
鈴与株式会社	静岡県静岡市清水区入船町11 1	55,600	9.26
日本パレットレンタル従業員持株会	東京都千代田区大手町1丁目1 3 大手センタービル	45,850	7.63
加納 尚美	千葉県流山市	22,600	3.76
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5 5	20,000	3.33
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1 2	20,000	3.33
株式会社研屋	群馬県高崎市飯塚町805	20,000	3.33
昭和リース株式会社	東京都中央区日本橋室町2丁目4 3	20,000	3.33
樽谷包装産業株式会社	大阪府大阪市西淀川区御幣島2丁目15 28	17,400	2.90
計		403,500	67.18

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年2月2日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		二村 篤志	1969年 6月8日	1993年4月 公開買付者入社 2017年4月 公開買付者流通企画部長 2018年9月 (株)TSUNAGUTE取締役 2018年10月 公開買付者物流企画部上席部長 2019年1月 公開買付者執行役員 2019年6月 公開買付者取締役 2023年9月 公開買付者代表取締役社長(現任) 2024年3月 Korea Pallet Pool Co., Ltd. 其他 非常務取締役(現任) 2024年3月 LOGISALL Co., Ltd. 其他非常務取 締役(現任)	4,500
取締役		穴沢 岳美	1963年 9月19日	1987年4月 新潟運輸(株)入社 1988年4月 公開買付者入社 2008年8月 公開買付者生産本部生産管理部長 2012年4月 公開買付者生産本部本部長 2013年4月 公開買付者開発営業部長 2014年4月 公開買付者営業部長 2016年4月 公開買付者営業1部長 2017年4月 公開買付者流通営業部長 2018年4月 公開買付者流通営業部統括部長 2019年4月 公開買付者営業5部統括部長 2020年4月 公開買付者ロジスティクス部長 2023年9月 公開買付者執行役員 2024年6月 秋田エコブラッシュ(株)取締役(現任) 2024年6月 公開買付者取締役(現任)	1,550

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役		野町 雅俊	1978年 2月16日	2001年4月 サン・マイクロシステムズ(株)入社 2006年4月 マイティカード(株)入社 2014年4月 同社営業部第2グループ長 2016年8月 同社営業2部部長代理 2017年4月 公開買付者入社RFID・企画・推進機能プロジェクトチーフスペシャリスト 2018年4月 公開買付者IoT推進部長 2019年3月 公開買付者執行役員 2020年6月 公開買付者取締役(現任) 2025年1月 (株)TSUNAGUTE代表取締役(現任)	4,500
取締役		北田 幹直	1952年 1月29日	1976年4月 東京地方検察庁検事 1987年7月 在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官 1997年4月 法務省刑事局国際課長 2002年4月 外務省大臣官房監察査察官 2009年1月 公安調査庁長官 2012年1月 大阪高等検察庁検事長 2014年3月 弁護士登録(森・濱田松本法律事務所客員弁護士) 2014年6月 シャープ(株)社外取締役 2014年6月 王子ホールディングス(株)社外監査役 2014年8月 アクルス(株)社外監査役 2015年6月 (株)横河ブリッジホールディングス社外取締役 2015年6月 一般社団法人投資信託協会理事(非常勤)(現任) 2016年6月 双日(株)社外監査役 2018年6月 公開買付者取締役(現任) 2019年8月 公益財団法人アジア刑政財団理事長(非常勤)(現任) 2020年6月 みずほ信託銀行(株)社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年12月 北田幹直法律事務所弁護士(現任) 2024年12月 トグルホールディングス(株)社外監査役(現任)	
取締役		下條 剛史	1964年 1月25日	1989年4月 (株)富士銀行新宿支店入行 1995年7月 同ニューヨーク支店調査役 2000年7月 ヘラーフィナンシャル(米国)出向 ヴァイスプレジデント 2001年11月 (株)富士銀行シンガポール支店参事役 2004年7月 (株)みずほコーポレート銀行シンガポール支店参事役 2006年4月 同不動産ファイナンス営業部参事役 2008年10月 同ストラクチャリング部推進役 2011年8月 同モスクワみずほ銀行副社長 2015年4月 (株)みずほ銀行ミラノ支店支店長 2018年11月 芙蓉総合リース(株)ビジネスクリエーション部上席渉外部長 2019年4月 同コーポレート営業第三部長 2022年4月 同執行役員コーポレート営業第三部長 2024年4月 同常務執行役員(現任) 2025年4月 Marubeni Fuyo Auto Investment (Canada) Inc.取締役(現任) 2025年4月 MCDF HOLDINGS INC.取締役(現任) 2025年4月 TDF Group Inc.取締役(現任) 2025年4月 Eledone Management Inc.取締役(現任) 2025年4月 The Driving Force Inc.取締役(現任) 2025年4月 Alata Tech Inc.取締役(現任) 2025年4月 Driving Force Investments Inc取締役(現任) 2025年4月 4505 Nunavut Limited取締役(現任) 2025年4月 TDF USA Inc.取締役(現任) 2025年4月 PLIC Corp., Ltd.取締役(現任) 2025年6月 公開買付者取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
監査役		加藤 宏	1961年 2月15日	1983年4月 公開買付者入社 2000年4月 公開買付者営業本部営業企画部営業 事務課長 2007年4月 公開買付者総務管理本部 ILSセン ター次長 2012年4月 公開買付者営業監理本部部長 2016年10月 公開買付者営業業務部長 2018年4月 公開買付者執行役員 2022年6月 公開買付者監査役(現任)	2,350
監査役		谷津 和孝	1956年 6月19日	1979年4月 鈴与(株)入社 2003年3月 (株)巴商会常務取締役 2010年11月 鈴与商事(株)常務取締役 2012年11月 新興マタイ(株)代表取締役社長 2014年11月 鈴与(株)理事(現任) 2020年9月 中日本バンリース(株)常務取締役 2021年6月 日洋海運(株)代表取締役社長(現任) 2021年9月 中日本バンリース(株)代表取締役社長 (現任) 2022年6月 公開買付者監査役(現任) 2023年6月 (株)エフエムしみず取締役(現任)	
監査役		並木 剛史	1980年 8月7日	2008年4月 日本政策投資銀行入行 2011年4月 (株)日本政策投資銀行都市開発部調査 役 2014年3月 同アセットファイナンス部調査役 2015年3月 同企業金融第3部調査役 2018年4月 同新潟支店業務課調査役 2019年4月 同新潟支店業務課参事役 2019年6月 (株)ニイガタマシンテクノ非常勤監査 役 2019年6月 新潟エアロスペース(株)非常勤監査役 2020年6月 (株)日本政策投資銀行新潟支店業務課 長 2021年6月 同アセットファイナンス部課長 2025年1月 同企業金融第3部グローバルロジス ティクス室室長(現任) 2025年6月 公開買付者監査役(現任)	
計					12,900

## (2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省第59号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しております。

## 【貸借対照表】

2025年3月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	(9,184,198)	流動負債	(11,875,799)
現金及び預金	3,746,370	電子記録債務	1,477,982
受取手形	7,826	買掛金	334,760
電子記録債権	78,579	1年内返済予定の長期借入金	2,268,809
売掛金	4,949,899	リース債務	2,732,478
商品	1,142	未払金	3,529,907
貯蔵品	171,631	未払法人税等	147,086
前払費用	216,822	契約負債	470,645
その他	12,205	賞与引当金	198,088
貸倒引当金	278	預り金	447,789
固定資産	(34,981,977)	その他	268,251
有形固定資産	(29,613,675)	固定負債	(16,609,620)
貸与パレット	60,039,770	長期借入金	5,852,377
減価償却累計額	48,043,759	リース債務	9,100,505
貸与機器	14,494	長期未払金	870,347
減価償却累計額	11,780	退職給付引当金	609,883
建物	3,924,237	役員退職慰労引当金	45,612
減価償却累計額	1,851,975	資産除去債務	115,172
構築物	462,453	その他	15,720
減価償却累計額	438,757		
機械及び装置	3,017,172		
減価償却累計額	1,814,924	負債合計	28,485,419
車両及び運搬具	102,328		
減価償却累計額	94,522		
工具、器具及び備品	480,808		
減価償却累計額	385,768		
土地	3,626,133		
リース資産	15,727,665		
減価償却累計額	5,494,593		
建設仮勘定	354,693		
無形固定資産	(2,421,635)		
ソフトウェア	2,075,785		
ソフトウェア仮勘定	343,749		
電話加入権	0		
特許権	1,350		
商標権	749		
投資その他の資産	(2,946,666)		
投資有価証券	1,588,045		
関係会社株式	785,747		
長期貸付金	87,768		
長期前払費用	27,596		
繰延税金資産	11,673		
その他	447,788		
貸倒引当金	1,954		
資産合計	44,166,175	株主資本	(14,693,881)
		資本金	(499,625)
		資本剰余金	(320,225)
		資本準備金	320,225
		利益剰余金	(14,061,471)
		利益準備金	88,166
		その他利益剰余金	13,973,304
		デポ整備積立金	800,000
		事業拡張積立金	1,200,000
		別途積立金	5,740,000
		繰越利益剰余金	6,233,304
		自己株式	(187,440)
		評価・換算差額等	(986,874)
		その他有価証券評価差額金	986,874
		純資産合計	15,680,756
		負債及び純資産合計	44,166,175

## 【損益計算書】

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
レンタル料収入	21,056,133	
運送売上高	5,163,025	
商品売上高等	3,779,769	29,998,929
売上原価		
貸与資産減価償却費	6,511,165	
業務取扱手数料	6,671,976	
支払運賃	7,118,227	
商品売上原価等	3,076,808	23,378,177
売上総利益		6,620,751
販売費及び一般管理費		5,590,188
営業利益		1,030,563
営業外収益		
受取利息	2,711	
受取配当金	116,000	
受取賃貸料	73,165	
その他	81,349	273,226
営業外費用		
支払利息	232,125	
貯蔵品廃棄損	46,143	
その他	16,410	294,678
経常利益		1,009,110
特別利益		
固定資産売却益	1,777	1,777
特別損失		
固定資産除売却損	23,617	23,617
税引前当期純利益		987,270
法人税、住民税及び事業税	251,632	
法人税等調整額	7,808	
当期純利益		743,447

## 【株主資本等変動計算書】

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 デボ整備 積立金
当期首残高	499,625	320,225	320,225	88,166	800,000
当期変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 自己株式の処分 株主資本以外の項目の当期変動額					
当期変動額合計					
当期末残高	499,625	320,225	320,225	88,166	800,000

	株主資本				
	利益剰余金				自己株式
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
	事業拡張 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,200,000	5,740,000	5,526,535	13,354,702	
当期変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 自己株式の処分 株主資本以外の項目の当期変動額			36,678 743,447	36,678 743,447	2,195,600 2,008,160
当期変動額合計			706,769	706,769	187,440
当期末残高	1,200,000	5,740,000	6,233,304	14,061,471	187,440

	株主資本	評価・換算差額等		純資産 合計
	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	14,174,552	1,203,095	1,203,095	15,377,647
当期変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 自己株式の処分 株主資本以外の項目の当期変動額	36,678 743,447 2,195,600 2,008,160	216,220	216,220	36,678 743,447 2,195,600 2,008,160 216,220
当期変動額合計	519,329	216,220	216,220	303,108
当期末残高	14,693,881	986,874	986,874	15,680,756

## (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

**【公開買付者が提出した書類】**

イ **【有価証券報告書及びその添付書類】**

ロ **【半期報告書】**

ハ **【訂正報告書】**

**【上記書類を縦覧に供している場所】****2 【会社以外の団体の場合】**

該当事項はありません。

**3 【個人の場合】**

該当事項はありません。

## 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1 【株券等の所有状況】

## (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2026年2月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	200(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	200		
所有株券等の合計数	200		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

## (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2026年2月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	200(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	200		
所有株券等の合計数	200		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

## (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2026年2月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

## (4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

## 【特別関係者】

該当事項はありません。

## 【所有株券等の数】

該当事項はありません。

## 2 【株券等の取引状況】

## (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、NXHDとの間で、2026年1月30日付で本応募契約を締結しており、本応募合意株式会社について本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照ください。

## 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

### 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

公開買付者と対象者の間でパレットの合同回収に係る協業を行っています。

### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は2026年1月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の皆様に応募を推奨する決議をしたとのこと。

なお、対象者の意思決定過程の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

## 第5 【対象者の状況】

## 1 【最近3年間の損益状況等】

## (1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

## (2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

## 2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場								
	月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高株価		2,150	2,019	2,107	2,050	1,715	1,717	2,000	
最低株価		1,876	1,928	1,940	1,718	1,616	1,643	1,685	

(注) 届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間の株価については、届出日が月初のため記載しておりません。

## 3 【株主の状況】

## (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

## 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第52期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

2024年6月27日近畿財務局長に提出

事業年度 第53期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

2025年6月24日近畿財務局長に提出

###### 【半期報告書】

事業年度 第54期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

2025年11月10日近畿財務局長に提出

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日本パレットプール株式会社 関東支店

(東京都中央区日本橋大伝馬町6-7)

日本パレットプール株式会社 埼玉支店

(埼玉県深谷市長在家2720番地1号)

日本パレットプール株式会社 中部支店

(名古屋市中区栄二丁目9番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

当該事項はありません。

#### 6 【その他】

##### (1) 「2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、2026年1月30日付で2026年3月期第3四半期決算短信を公表したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

##### (2) 「期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年1月30日付で、「期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」を公表したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。